

新型コロナウイルス関連補助金・助成金

新型コロナウイルス感染症の拡大で売り上げが激減する中小企業などに向けて、国や都道府県が補助金・助成金制度を拡充している。4月17日時点で本社が把握している主な制度を紹介する。（詳しい内容等は実施主体に問い合わせください）

実施主体	制度名	内 容	問い合わせ先
国	持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としてもらうため、事業全般に広く使える給付金を支給する。 給付額＝法人は200万円、個人事業者は100万円（ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする）。 売上減少分の計算方法＝前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50％月の売上×12カ月）※以上を基本としつつ、昨年創業した人などに合った対応も引き続き検討している。 支給対象＝新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50％以上減少している者▽資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とする。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となる。 よくある問い合わせ＝Q「前年同月比▲50％月の対象期間は」A「2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50％以上減少したひと月について、事業者を選択してもらう」▽Q「申請、給付はいつから始まるか」A「補正予算の成立後、1週間程度で申請受け付けを開始。電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定している（申請者の銀行口座に振り込み）」▽Q「申請に必要な情報は」A「住所や口座番号に加え、以下を用意する。〔法人〕①法人番号②2019年の確定申告書類の控え③減収月の事業収入額を示した帳簿等、〔個人事業主〕①本人確認書類②2019年の確定申告書類の控え③減収月の事業収入額を示した帳簿等（③については法人、個人事業主ともに、様式は問わない）※今後、変更・追加の可能性がある▽Q「申請方法は」A「Webでの申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置する（申請にあたり、GビズIDを取得する必要はない）。	経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口 ☎（0570）783183
国	雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用調整助成金の特例を拡充する。雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。 特例の対象となる事業主＝新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主。令和2年4月1日から6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用される。 助成内容＝①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成＝〔新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主・中小企業〕助成率4／5、〔同・大企業〕助成率2／3、〔新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件を満たす事業主・中小企業〕助成率9／10、〔同・大企業〕3／4。 ②教育訓練を実施したときの加算（教育訓練が必要な被保険者に、教育訓練く自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む）を実施）＝加算額中小企業2400円、大企業1800円。 ③支給限度日数＝〔通常時〕限度日数1年間で100日、〔緊急対応期間〕上記限度日数とは別枠で利用可能。 ④雇用保険被保険者でない人を休業させる場合＝上記①の助成率と同じ。	最寄りの都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク） 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎（0120）603999
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター（青森県）	ビジネスサポート販路開拓補助金（新型コロナウイルス感染症対策特別枠）	新型コロナウイルス感染症の流行により県内中小企業が売上減少などの大きな影響を受けている状況を踏まえ、既存の助成金を緊急的に拡充し、新たな販路開拓に向けた商品開発や宣伝広告等に要する経費に対し助成する。 申請期間＝4月1日から随時受け付け（予算に達し次第締め切り）。 対象となる事業＝①新たな販路向けの商品開発②ホームページの開設、充実強化③チラシ、DM等の外注、発送、新聞・雑誌・インターネット広告など。 対象となる事業者＝青森県内に本社または事業所を有している中小企業者（個人事業主を含む）で新型コロナウイルス感染症の影響を被っており、業績が悪化している事業者。 補助の対象となる経費と補助金額＝新たな販路向けの商品開発に要する経費（研究開発費、材料費、外注加工費、委託料）、ホームページ開設・充実強化経費（委託料）、広告経費（委託料、印刷費、運搬費、広告宣伝費）。補助率は補助対象経費の3分の2以内で、補助限度額は20万円。 申し込み方法＝以下の書類を用意の上、郵送または持参で提出。①ビジネスサポート販路開拓補助金交付申請書1部（申請書は同補助金ホームページにある）②対象経費の見積書1部③会社の概要が分かる書類（パンフレット等）1部④直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書など）1部⑤直近1カ月および前年または前々年の売上高が分かる書類等1部。	公益財団法人21 あおもり産業総合支援センター連携推進室 ☎017（777）4066
千葉県	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況に置かれている県内の中小企業に、幅広く、かつ重点的に支援するため、最大30万円を支給する。 支給対象事業者＝新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年と比較して50％以上減少した県内中小企業者（ただし、県の休業要請に応じてもらえない場合は別途の取り扱いになる）。 支給金額＝次の①と②の合計額（最大30万円）。①売上が前年と比較して50％以上減少した事業者＝10万円②「①」の事業者が、県内に所在する事業所を賃借している場合、1事業所を賃借している場合＝10万円、複数事業所を賃借している場合＝20万円（ただし、県の休業要請に応じてもらえない場合は別途の取り扱いになる）。	千葉県商工労働部経済政策課政策室 ☎043（223）2703
長野県	新型コロナウイルス感染症緊急経営支援	従業員が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴い、県が事業所名を公表した事業者に対し、消毒作業や濃厚接触者の経過観察などで一時閉鎖した場合に、その期間中の閉鎖部門における人件費の一部を補助する（令和2年度補正予算成立が前提）。 対象者＝全部または一部を一時閉鎖した県内の事業主 支給限度日数＝一時閉鎖期間（最大2週間）の営業日分を限度 雇用調整助成金の算定対象となる従業員＝①対象＝雇用調整助成金（厚生労働省）の対象となる人件費（現に支払った分）②補助率＝中小企業5分の1（大企業6分の1）（1人当たり）③1人当たり上限額＝2082円／人・日（雇用調整助成金上限8330円と合わせて上限10412円）。 雇用調整助成金の算定対象外の者（役員、個人事業主等）＝①対象＝雇用調整助成金の対象外となる人件費（現に支払った分）で雇用主から休業命令を受け休業している者。ただし、業務に携わっている者、勤務している者、また、疾病手当金の支給を受けている者を除く②補助率＝10分の10（1人当たり）③1人当たり上限額＝10412円／人・日。 上限＝「雇用調整助成金の算定対象となる従業員」「雇用調整助成金の算定対象外の者」合わせて5000千円／事業所。	長野県産業労働部産業立地・経営支援課 ☎026（235）7195 長野県産業労働部労働雇用課 ☎026（235）7201
京都府	中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している中小企業・小規模企業等を支援する。 対象者＝次の①から③を全て満たす中小企業、小規模企業等。①京都府内に主たる事業所等を有していること②新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること③中小企業応援隊員のコンサルティングを受けていること（中小企業応援隊＝地域の各商工会・商工会議所、京都府中小企業団体中央会、公益財団法人京都産業21）。 補助上限額・補助率＝〔小規模企業〕補助上限額20万円、補助率2／3、〔中小企業〕補助上限額30万円、補助率1／2。 受け付け期間＝令和2年3月27日から4月30日まで。 補助対象経費＝新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取り組み等に必要な経費の一部を補助する。具体例＝新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を防ぐための取り組み（テレワークの実施に係るソフトウェア等の導入経費等）▽売上向上や販路開拓に向けた取り組み（インターネット販売の強化に要する経費等）▽固定経費削減につながる取り組み（作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新経費等）▽固定客を生み出すようなイベント実施（売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費等）。 申請・相談窓口＝中小企業応援隊で申請を受け付ける。	京都府商工労働観光部中小企業総合支援課 ☎075（366）4357
鳥取県	鳥取県テレワーク導入促進補助金（新型コロナウイルス感染症対策）	厚生労働省所管の時間外労働等改善助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）に県が上乗せ補助する。 概要＝県内中小企業者が新型コロナウイルス感染症に関する対策および時間外労働の制限その他労働時間等の設定改善のため、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワーク導入に対して、テレワーク用通信機器の導入、運用等に要する経費を支援する。 補助対象者＝中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する県内中小企業者で、厚生労働省所管の時間外労働等改善助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の活用事業者。 補助金額＝厚生労働省所管の時間外労働等改善助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の助成対象経費に6分の1を乗じて得た額または300千円のいずれか低い額。 募集期間＝令和2年3月18日から8月31日まで。	鳥取県商工労働部企業支援課 ☎0857（26）7242・7243
香川県	香川県緊急雇用維持助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して助成金を支給する。 支給対象者＝国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、県内に所在する事業所の休業であって、休業の初日が、令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用される特別措置に係るものに限るく教育訓練・出向によるものは対象外）。 支給額＝国の雇用調整助成金の支給決定を受けた額の5分の1の額（1事業所当たり100万円を上限）。 申し込み＝4月1日から申し込みを受け付け。支給申請書と添付資料を香川県商工労働部労働政策課総務・労政グループへ提出（郵送可）。 様式のダウンロード＝要綱および申請書は県ホームページ「香川県労働政策課」の「申請等様式ダウンロード」からダウンロードできる。	香川県商工労働部労働政策課総務・労政グループ ☎087（832）3366
愛媛県	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局長から雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主に対し、標記助成金を上乗せ助成して、雇用の安定および事業活動の継続を支援する。 支給対象＝愛媛県内に所在する事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局長から雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主（教育訓練、出向は対象外）。 助成金の額＝休業手当総額の10分の1以内の額で、国の雇用調整助成金の支給率に応じて、次の金額を助成（1事業所当たり年100万円を上限）。〔大企業〕国の支給決定金額の5分の1の額（休業手当額の10分の1の額）、〔中小企業〕国の支給決定金額の20分の3の額（休業手当額の10分の1の額）。 申請手続き＝支給申請書と添付資料を愛媛県経済労働部産業人材室へ提出（郵送可）。 申請書類の入手方法＝県ホームページからダウンロード。	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室 ☎089（912）2505
長崎県	長崎県緊急雇用維持助成金	新型コロナウイルスの影響により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に県独自の上乗せ助成を実施する。 対象事業者＝新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた県内中小企業事業主。 対象となる休業＝休業等の初日が、令和2年1月24日から7月23日までの休業（教育訓練、出向を除く）（国の雇用調整助成金の特例措置の期間）。 助成率・限度額＝国の雇用調整助成金の助成率に応じて次の金額を助成。〔助成限度額〕1事業所当たり総額100万円、〔助成率〕国の助成率3分の2＝県の助成率30分の7（企業負担10分の1）、国の助成率5分の4・10分の9＝県の助成率10分の1以内（詳細は改めて公表）（企業負担10分の1以内）。 開始時期＝4月中に受け付け開始予定（受け付け開始以前の休業についても、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の支給決定を受ければ対象となる。	長崎県産業労働部雇用労働政策課労政福祉班 ☎095（895）2714